

令和8年8月28日

お客さま各位

「カード規定」関連規定の改定について

諏訪信用金庫

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
当金庫では、「カード規定」をはじめとする関連規定について見直しを実施し、内容を改定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる規定

- ・カード規定
- ・法人カード規定
- ・Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定

2. 改定日

令和8年9月1日（火）

3. 主な改定内容

下表では、変更または追加される条項のみ記載しております。

変更前	変更後
「カード規定・法人カード規定・ICカード特約・生体認証特約・デビットカード取引規定・Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定集」	（それぞれ個別の規定として再作成） 「カード規定」※ 「法人カード規定」※ 「ICカード特約」 「生体認証特約」 「デビットカード取引規定」 「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」※

※内容に改定あり

<カード規定>

(下線部が変更箇所)

変更前	変更後
	<u>(追加) 1. (この規定の取引における契約の成立)</u> <u>当金庫は、お客さまから当金庫所定の取引の申込書の提出を受け、これを承諾することによりときに契約が成立するものとします。</u>
<u>7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u> (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。	<u>8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u> (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。<u>なお、提携先の窓口では、この取扱いはできません。</u>
<u>9. (カード・暗証番号の管理等)</u> (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。この場合、第13条の定めにかかわらず、書面による届出の必要はありません。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。	<u>10. (カード・暗証番号の管理等)</u> (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。<u>なお、暗証番号は、当金庫所定の支払機を使用して変更することもできます。</u>この場合、第13条の定めにかかわらず、書面による届出の必要はありません。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
<u>15. (解約、カードの利用停止等)</u> (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において	<u>16. (解約、カードの利用停止等)</u> (3) 次の場合には、カードの利用を停止<u>または制限</u>することがあります。この場合、当金庫の

変更前	変更後
当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。	窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止<u>または制限</u>を解除します。 <u>（追加）④カードがマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、経済制裁関係法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が必要と判断した場合</u> <u>⑤当金庫が定める預金者のうち普通預金規定において表示する一定の期間カードの利用がない場合</u> <u>（追加） 19. （規定の変更）</u> <u>（１）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> <u>（２）第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。</u> <u>（３）第1項および第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の適切な期間を経過した日から適用するものとします。</u>

＜法人カード規定＞

(下線部が改定箇所)

変更前	変更後
	<u>(追加) 1. (この規定の取引における契約の成立)</u> <u>当金庫は、お客さまから当金庫所定の取引の申込書の提出を受け、これを承諾することにより契約が成立するものとします。</u>
<u>1. (カードの利用)</u> (1) 当金庫、<u>しんきんネットキャッシュサービス</u>加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）および<u>ゆうちょ銀行</u>の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合 (2) 当金庫、提携金庫および<u>ゆうちょ銀行</u>の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合	<u>2. (カードの利用)</u> (1) 当金庫および<u>しんきんネットキャッシュサービス</u>加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）および<u>ゆうちょ銀行</u>および<u>ローソン銀行</u>の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合 (2) 当金庫、提携金庫および<u>ゆうちょ銀行</u>および<u>ローソン銀行</u>の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
<u>2. (支払機による預金の払戻し)</u> (5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	<u>3. (支払機による預金の払戻し)</u> (5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額<u>（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）</u>をこえるときは、その払戻しはできません。
<u>6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u> (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカード	<u>7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u> (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカード

変更前	変更後
により預金の払戻しをすることができます。	により預金の払戻しをすることができます。 <u>なお、提携先の窓口では、この取扱いはできません。</u>
<u>8. (カード・暗証番号の管理等)</u> (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。 <u>9. (偽造カード等による払戻し)</u> <u>カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。</u> <u>14. (解約、カードの利用停止等)</u>	<u>9. (カード・暗証番号の管理等)</u> (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。<u>支払機・振込機の故障時は、</u>当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。 <u>10. (偽造カード等による払戻し)</u> <u>偽造または変造カードによる払戻しについては、本人（法人の理事、取締役および使用人または代理人を指す。以下「本人」といいます。）の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。</u> <u>15. (解約、カードの利用停止等)</u> <u>(追加) (3) ④カードがマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、経済制裁関係法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認識し、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が必要と判断した場合</u> <u>⑤当金庫が定める預金者のうち普通預金規定で表示する一定の期間カードの利用がない場合</u>

変更前	変更後
	<u>(追加) 18. (規定の変更)</u> <u>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> <u>(2) 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。</u> <u>(3) 第1項および第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の適切な期間を経過した日から適用するものとします。</u>

<Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定>

（下線部が改定箇所）

変更前	変更後
1.（適用範囲） （1）当金庫と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、後記3（1）の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。なお、本規定におけるキャッシュカードは、当金庫が普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）および総合口座取引の普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）についてカード規定に基づいて発行したカードをいいます（以下カードといいます）。 2.（利用方法等） （1）本サービスを利用するとき、預金者は収納機関もしくは収納受託法人より<u>本人確認法</u>に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。	1.（適用範囲） （1）当金庫と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、後記3（1）の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。なお、本規定におけるキャッシュカードは、<u>当金庫が普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。また、利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）</u>および総合口座取引の普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）についてカード規定に基づいて発行したカードをいいます（以下カードといいます）。 2.（利用方法等） （1）本サービスを利用するとき、預金者は収納機関もしくは収納受託法人より<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

変更前	変更後
4. (預金口座振替契約の解約) (2) 前記3. (1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預金者が本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より<u>本人確認法</u>に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当金庫が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。	4. (預金口座振替契約の解約) (2) 前記3. (1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預金者が本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より<u>犯収法に定める方法</u>に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当金庫が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。 <u>(追加) 6. カード・暗証番号の管理等</u> <u>(1) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに預金者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに第5条第1項に基づき本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。</u> <u>(2) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。</u> <u>(追加) 7. 偽造カード等による預金口座振替契約</u>

変更前	変更後
	<u>偽造または変造カードによる預金口座振替契約については、預金者の故意による場合または当該預金口座振替契約について当金庫が善意かつ無過失であって預金者に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。</u> <u>この場合、預金者は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。</u> <u>（追加） 8. 盗難カードによる預金口座振替契約</u> <u>（１）カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた預金口座振替契約については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該預金口座振替契約にかかる損害（利息等を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</u> ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。 ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること <u>（２）第１項の請求がなされた場合、当該預金口座振替契約が預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた預金口座振替契約にかかる損害（利息等を含みま</u>

変更前	変更後
	す。)の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該預金口座振替契約が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当金庫が証明した場合に、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 （3）第1項および第2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金口座振替契約が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 （4）第2項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。 ① <u>当該預金口座振替契約が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</u> ア. <u>預金者に重大な過失があることを当金庫が証明した場合</u> イ. <u>預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合</u> ウ. <u>預金者が被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</u> ② <u>戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合</u>

引続き、諏訪信用金庫を誤青子賜りますよう、お願い申し上げます。

以上